

令和4年度第8回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和5年3月14日（火）午後1時30分から
場 所	静岡県庁別館8階第1会議室A、B
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）12名 秋山信彦、今泉文寿、岡田令子、岡村 聖※、小泉 透、 齊藤貴江子、立蔵洋介、坂東英代、東 恵子、森下祐一（副会長）、 横田久里子※、吉崎 真司（会長） ※WEB参加</p> <p>○事業者等 株式会社シーテック、一般財団法人日本気象協会</p> <p>○事務局（県側出席者） くらし・環境部 環境局長、参事、生活環境課長他</p>
会議内容	（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書 についての審議 答申の調整
配布資料	<p><会議資料></p> <p>【資料1】（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響 評価方法書に関する知事意見</p> <p>【資料2-1】 審査会委員からの意見に対する見解</p> <p>【資料2-2】 第6回審査会における委員からの意見等に対する見解</p> <p>【資料2-3】 第6回審査会後の委員からの追加意見等に対する見解</p> <p>【資料2-4】 第7回審査会における委員からの意見等に対する見解</p> <p>【資料2-5】 第7回審査会後の委員からの追加意見等に対する見解</p> <p>【資料3】 一般からの意見に対する見解</p> <p>【資料4】 庁内関係可からの意見に対する見解</p> <p>【資料5】 関係市町長意見等に対する事業者の見解（【資料5-1、 2, 3】 島田市長意見、掛川市長意見、森町長意見）</p> <p>【資料6】 答申案に係る主な意見</p> <p>【資料7】（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響 評価準備書に関する答申案</p> <p><関連図書等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書 ・環境影響評価法・施行令、発電所アセス省令 ・静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針

I 開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第8回環境影響評価審査会を開催いたします。

まず本日の会議の成立要件を確認させていただきます。本日はWEBも含め12名の委員の皆様にご出席をいただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数の出席と、本審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは次第2審議に移ります。本日は、(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価準備書について3回目の御審議をいただきます。

まず前回の審査会で出た意見に対する事業者の見解について説明を受けた後、質疑応答を行います。その後、休憩を挟んで、答申の形成を行っていただきます。

議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。それでは、お願いいたします。

II 審議

(会長)

みなさん、こんにちは。(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業、環境影響評価準備書についての審議は、今日で3回目となります。法アセスの手續上、住民意見を踏まえた意見概要書の受領から120日以内に審査会の答申を踏まえて、知事が意見を形成し、経済産業省に意見を送るというルールがございまして、それでいきますと、4月中旬には意見書を出すということになりますので、本日が基本的には、最後の審議ということで、審議の後、答申案をまとめるということまで、進めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それではまず、それぞれ委員の方から追加の意見等が出されておりますので、それに対する事業者の見解の説明の方からお願いしたいと思います。可能であれば20分ぐらいの範囲で御説明いただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(事業者)

では手短かに説明させていただきます。資料2-5の方ですね。

(会長)

はい、ちょっと待ってください、資料2－5ですね。

(事業者)

はい、そうなります。

(会長)

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(事業者)

私の方から、動物というところで、坂東委員と小泉委員からの意見をいただいておりますので、そちらを説明させていただきます。

まずNo. 1として、渡り鳥調査についてということで、意見としましては、渡りのルート的高峰等が抑えられていないのではないかと。風車予定地での該当した地点がないので全く評価できていないのではないかと。あと、地元からの調査結果なので、数の隔たりについても、御意見をいただいているところです。最後に、追加調査に基づいた適切な影響評価を望みますということで、御意見をいただきました。

現地状況としまして、意見の中では、かなりの大井川中流域から下流域の平野部に出る手前の、もっとも標高の高い山塊であるということで、意見をいただいているのですけれども、現状、現場で見たところでは、もう既に高度を上げた状態で、特に猛禽類のサシバが、よく見られたと思いますが、既に高度を上げた状態での通過が多く確認された印象ではございました。そのあたり、大井川を挟んだ東側にも、やはり677メートルの菩提山とか同じような山塊が続いているようなイメージでございました。ただ一方、新東名高速道路に沿うような飛翔個体というのは、やや低い200メートルから300メートルという山塊を、飛翔してきておりますので、そういったところが、532メートルの粟ヶ岳とか、連続するような経塚山の山塊で、高度を上げていくような動きが見られたところではございます。このあたりは、大井川の河床の、広がりと言いましょか、東から西にまたぐ際の大井川の広がり、一つの要因ではないかなと考えております。地形的な要素として、南側でそのような傾向が見られたと考えております。

あと、2回目の審査会において、静岡県の平山の記録を入手したところがございます。こちらは、唯一、ポイント情報で、確認状況の記録数というのを見られるという点で、比較をさせていただいたところがございます。

最後、今のところ、渡りのルートの一部であることは、我々も認識しております。今後、継続した調査の必要性について、検討しているところがございます。

続きましてNo. 2になります。こちらは、予測衝突数率、推定行動圏を求める

調査では、メッシュを使った解析を行っておりますけども、それぞれの観察確率に関して、バイアスがなく、できているのかという御意見をいただきました。こちらにつきましては、別添資料のQ2で、メッシュ図を付けさせていただいております。資料2-5の別添資料 Q2ですね。調査時間ごとの累積メッシュ図というのを示させていただきました。こちらは利用した調査地点で視野図を作っておりますが、それぞれ利用した時間で見えている範囲というところで分析した調査時間を抽出しております。風車配置に関しては、ほぼ、最低451時間以上というところで記載しておりますが、その時間が見れているような状況で、観察を行ったところでございます。また細かい各地点の視野図につきましては、別途、県の方には送らせていただいております。

最後、No.3になります。行動圏の解析方法を報告してくださいと、それと工事中や施設稼働後の環境変化に伴う行動圏の変化を予測しますかというところで、御意見をいただいております。

こちらに関しましては、推定されました行動圏、高利用域、中心域の範囲というところで、別添資料のQ3に、提示させていただいております。別添資料のQ3の1ページには、風車配置に絡みそうな8つのペアのそれぞれの行動圏と、高利用域で、営巣中心域がとれたものに関しては、営巣中心域を示させていただいております。準備書の中で生態系として解析させていただいた採餌環境好適性というメッシュ図、解析結果も下に合わせて載せたところでございます。

で、2ページ以降はそれぞれのペアごと、拡大図を示しまして、また、風車配置からおおよそ半径500メートルの範囲に関してはクマタカの利用がない、回避するのではないかとおっしゃっておりますので、その範囲でどれくらいの採餌環境好適性区分が生ずるのかというところを、それぞれ表1、表2で、行動圏と高利用域での減少率を示させていただいております。

今のところの結果としましては、総合的にみると事業による影響は小さいものであるというような考えを示してございます。現在も、継続的に調査、実施しておりますので、その結果も踏まえながら、評価書の中でもまたこちらの方でも、数値的なところを修正して改めていきたいと思っております。

(事業者)

続きまして、No.4から、委員から「景観」の御意見と、「人と自然との触れ合いの場」の御意見をいただいております。No.4からNo.25にかけては、前回、修正した準備書を出させていただきまして、この内容についての御指摘ということで、修正したものを今回、出させていただいております。それが資料2-5の別添資料 Q4から25というところで、ホッチキスで留めてあるものですね。その1,528ページから、1,530ページにかけての、表10.1.7-3(1)から(3)の風力発電機の視認状況の予測結果というところで示しております。赤

字が前回まで修正したところで、緑字が今回御指摘があったところを修正した箇所となっております。

準備書の内容の御指摘が No. 4 から No. 25 にありまして、No. 26 については、航空障害灯のグレア効果の影響の御意見をいただいております。この御意見に対しては、航空障害灯の設置については、国土交通省東京航空局との協議を行い、規定の範囲において決定することとなっております、この協議は評価書確定後に開始することになるため、環境影響評価手続の中で結果を示すことが困難です。設置する航空障害灯については、灯器メーカーとも情報交換し、下方への光の拡散を極力、防ぐ灯器を採用するなど、極力、住宅に不要な光が拡散しない機種を検討いたします、という見解になっております。

続きまして、No. 27 の人と自然との触れ合い活動の場で、御意見として、別添資料になりますが、資料 2-5 の No. 27、東委員御意見別紙ということになっておりまして、この御意見に対して、事業者見解としては、御指摘いただいた内容及び環境アセスメント技術ガイドや、一般国道 441 号伊豆縦貫自動車道評価書、あと発電所に係る環境影響評価の手引きに従いまして、別添資料 Q27、こちらも冊子になっておりまして、赤い字で示したところを現地調査、あと予測、評価結果ですね、赤になっているところが修正した箇所になっております。

御指摘いただいておりますとおり、八高山が本事業の実施によって直接変化が生じ変化が起きる地点でございますが、環境保全措置として、登山道や広場の整備、案内板やベンチの設置等により、利用を促進する案を検討しております。現段階では市境に位置しまして、一部エリアは、国有林に該当するなど、所有者が複数分かれていることから、利用促進案を具体化できておりませんが、島田市家山自治会からは、地元自治会が費用や人員を捻出して登山道等の維持管理を行っており、事業者が当該地で風力発電を行うならば、協力していただきたいとの御要請もいただいております、引き続き地元の皆様の御要望をお聞きしながら検討を進める所存でございます。

続きまして、いただいた御意見ではなくて、そのあとメール等で御意見をいただいたものが、いま机の上に 3 つほど並んでいると思います。

一番上の紙が静岡県生活環境課様と名を打たせていただいた A4、1 枚。それからその次に資料の 1 番、それから資料の 2 番…という形で、図面を御用意させていただいているところでございます。こちらにつきましては、大規模な造成の工事とならざるを得ないといった点につきまして、委員の皆様方から非常にそれに対する懸念を示していただいているといったところで、特に簡易水道の水源地の上流部において造成工事をやることによる、下流への影響を心配していると、いった御意見をいただいております。と、同時に、ここに作る盛土の構造はどういうものなのか示していただきたいという御意見をいただいているところでございます。

まず1つ目の水の濁りに関わるところでございますが、こちらにつきましては、環境アセスメントの方でもう既に実施させていただいております、準備書の665ページから707ページにおいて、予測の手法であったり、そのやり方、それから解析の結果についてお示しさせていただいております、結果的には影響がないものであったという結論を得ているところでございます。

それから、もうひとつ、盛土の構造、それから高さ、方法、これ以降どうやってやるのかといったところについて、続いて御説明させていただいております。

盛土の構造、我々、勝手にやるわけにはまいりませんものですから、静岡県と協議、調整、御指導をいただきながら、それを進めさせていただいているところでございます。協議先といたしましては、静岡県の森林・林業局森林保全課にお話をさせていただいているところであります、こちら様とは保安林の解除であったり、作業許可であり、それから林地開発許可申請に係る御指導をいただいているところでございます。このペーパーには、協議開始を2020年の8月3日からと書かせていただいておりますが、ここからの事業計画の御説明をさせていただきつつ、各種申請にあたっての注意事項、それから御指導をいただいていたところでございます。そのうちペーパーのところの上から5つ目の所に、2022年4月12日、ここから、林地開発許可申請に係る技術要件についての御協議を始めさせていただいております、こちらの技術要件プラス、静岡県の盛土条例、これも発出されていますので、こちらに対する規制も併せて検討すべきであるという御意見をいただいて、都度、進めてまいりました。

結果的にはペーパーの裏の方に書いてありますけれども、それぞれのところで、沈砂池から出た水が川に到達する時間であったり、盛土の高さとか盛土の要件をどのように考えていけばいいのかといったところ、それから沈砂池はどのぐらいの頻度で浚渫をすることでその用を要することができるのか、といったところの御指導をいただいております。結果的には、最新版ですけれども、2022年9月2日に発生土の流用盛土の形状につきまして、手前ども修正案、これは資料2というところであります、盛土の3番、4番、この事業におきまして、比較的大きな盛土となるところをお示しさせていただいて、御了解を今のところ得ているといったところでございます。こちらにつきまして、今後、申請の手続等々について、細部を進めさせていただこうとしております。

すみません、資料1につきまして、これは静岡県の方から御指導いただいたときに手渡していただきました資料といったところで、林地開発許可において大規模な盛土に関する基準とはこういったものがありますので、これに十分配慮して設計をするようにという意向をいただいているといったところで、これを反映したのが、資料の2でございます。これを反映して作りますと、こういった形の盛土となっていくものでございまして、今後も申請等、まだ協議を続けてま

いますけれども、御指導を受けながら進めてまいりたいと考えている次第でございます。

事業者から本日、まず御説明するところは以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは今の事業者からの説明に対して委員の皆さんから質問や確認等ありましたら御発言、よろしく申し上げます。

(委員)

追加質問をさせていただきまして、資料も提出いただきましてありがとうございます。

2つ質問をいたしました。2番目の方から、再度質問をさせていただきます。この質問で伺いたかったのは、これから風車を立てるところで工事が始まった時に、上空をクマタカが飛翔するという事態が、ありうるわけですね。頻繁に飛ぶようになれば、当然、一定水準のリスク値を超えるわけですね。その時に、事業者としては、どのような方針で臨むかということ伺いたかったです。最小化という話が前回出ておりましたけれども、場合によってはもう最小化ではなくて、回避というミチゲーションの方策をとらなければならない事態が出てくるのではないかと。そのあたりをどのようにお考えですか、というのが2番目の質問です。

それから1番目の質問は、資料2-5のNo.3です。451時間というのは、これは何でしょうか。平均でしょうか。

これと県庁の方に提出した視界の資料と合わせれば、すべてのエリアはバイアスなく調査できたというふうに言っているのか。準備書の報告を見ますと、風車設置予定地のあたりで、急にクマタカが見えなくなっているわけですね。確認されていないわけですね。これはクマタカがいなかったということよりは、見えなかった、見えにくかったということが、起因しているのではないかと、そのあたりはどうなんだろうという質問でした。以上です。

(事業者)

はい、ありがとうございます。まずはじめの、クマタカの飛翔頻度が高くなった時というお話ですけども、これは工事を始めた後の話ということになるのでしょうか。

(委員)

そうですね。動物ですから、当然、環境が変化すれば、それに伴って飛翔コースも変わってくるわけですね。ですから、その予測はできますから、工事

が始まったら飛翔コースはこういうふうになるだろうという予測はできますか、というような2番目の質問の趣旨でした。

(事業者)

ありがとうございます。なかなかそういったデータというのは、今のところ出てないというのが確かなところでございますが、一つ論文の中で、工事中は、そういったクマタカのペアのですね、行動が、少なくなるというような論文が出ておるところがございます。ただしその論文の中では、工事終了後、再びペアとしては、戻ってきているというような状況がございますので、その辺の数字的なところを加味して、評価書の中でも、評価させていただこうと思います。

(委員)

ほかの事例ではなくて、この事例でそういうことが起きたら、どのように対処しようとお考えでしょうか、そこを教えてくださいませんか。

(事業者)

はい、御質問ありがとうございます。私どもは、わりと静岡県以外のところでも、静岡でまだ作ったことがないんですけども、他でやらせていただいているところがありまして、工事中もクマタカのいるところを、もう押さえてきていますので、そのペアがどのような動きをするのかというのが、工事が始まる前、工事が始まった時、工事中、ずっと監視をさせていただくと、いうことをさせていただいているのが事実でございます。いろんな専門家の皆様からは、なるべく営巣しているところの遠い地点から工事を始めて、工事業者に工事をやっているという環境を理解してもらうように努めなさいというような御指導もいただきながらやらせていただいていますので、そういう面からすると、調査をしながら工事をさせていただく、それから、もちろんやってはいけない時期とかも、それは色々御指導いただきますが、それは守ったうえでやっていく、もしそこが重大な影響があつて、例えば営巣を放棄してしまったというようなことがあれば、当然、工事はストップする、というようなことを考えざるを得ないというふうに事業者としては考えているところでございます。

(委員)

はい、ありがとうございます。そういった一連の段階に対する対応策を、あらかじめ示しておいていただきたいと思います。この段階になったらもう回避、工事は中止して現状復帰をさせる、それ以外にもこの段階だったらまだ様子を見ながら工事を続けますとか、段階に応じた対応策をあらかじめ示してい

ただきたいと思います。それから状況については、クマタカですので、大変微妙な情報にはなりますが、少なくとも、関係者には常に開示をして、状況に変化があるのかどうかということは、周知していただきたいと思います。

それから1番の方はいかがでしょうか。

(事業者)

1番の方で、たぶん、視野図との絡みというお話だと思うんですけども、どうしても、下の方から見上げるような地点にはなっておりまして、尾根上を超えるような飛翔に関しては、どうしてもそこで、途切れがちな部分はございます。ただし、それよりも、飛翔高度でいいますと、Nという高さぐらいですと、奥行きがまだ見れますので、先生の言われるように尾根筋で、尻きれとんぼになってしまうような状況はないと思うのですが、やはり尾根上にかかった猛禽類等が飛んでいるところを見る限りでは、どうしても、飛翔高度が低い状態が多いという点と、あと樹林内に入っていくという点もありますので、そこで情報としては切れてしまっているところはあると思っています。

(委員)

はい、ありがとうございます。直接観察によって、調査結果をまとめるということは哺乳類の方でもよくやるんですが、そこから考察として述べるところは、やはり調査の限界に応じて、結果の記述も限界があるということです。今回は、それを衝突可能性ということで、数量的に予測を行っているわけですね。ということになると、当然、それに対応した調査の質が求められるということです。今回、事業予定地の中、本当にバイアスなく、すべて同じインテンシティで調査ができたということが前提にないと、よく見えたところはよく見えたけど、見えなかったところはただ見にくかっただけかもしれない、いなかったということと同義ではないということが、一番気になっているんです。

それから、すみません、451時間というのを、ちょっと教えてください。

(事業者)

451時間というところは、各メッシュの中間的な位置での時間帯ということで、一応、切らせていただいたところでございます。

(委員)

これ以上は水掛け論になってしまうかもしれないので、事業者の方で責任をもって、すべての250メートルメッシュにおいて、同じインテンシティで観察を行いましたと、この場で言うていただければ、私の方はそれで了解したいと思います。

(事業者)

今回の地点配置としては、やはりクマタカの営巣場所であろうというところを、見えるところでの定点配置をとったつもりでございます。そういった動きから、営巣場所が中心である動きというところをとったつもりでございますので、中には、やはりどうしても尾根の中、谷の中というところでは、見えない部分は出てくると思うんですけれども、広く見渡したところでは、ほぼ多くを、全域を、バイアスなく調査できていると考えてはおります。

(委員)

はい、わかります。

(委員)

今の委員の質問について、これからもう少し解析していただきたいのですが、今回、出していただいた高利用域とか営巣中心域を見ると、ちょうどこの発電機の設置位置が全部、空白なんです。つまりそこから、そこに入っていないんですよ。高利用域とか営巣中心域というのがずっと。その理由をよく見ると尾根筋だからなんです。ということは、発電機を立てる高さN40のところを、今、委員がおっしゃったようにすべて平等に見えていたかどうか、先ほど尾根を越えていくと分からなくなるという御発言がありましたけど、平等に見えていない可能性があるんですよ。それをグラフにしていくと、よく見えているところは観察回数が多く、見えてない、多分、地形的に見えてないだろうなというところは、やっぱり確認数が低くて、そういうところは、衝突確率が少ない、ということになるんですよ。逆に見えないだろうなというところの観察回数が多いほど、確認数が減っているんですよ。ですので、今、委員がおっしゃいましたけど、見え方が一様でないために、衝突確率の高い低いに大きく影響を及ぼしている可能性がある、それぞれの相関を出すと。そういうことはまず事業者、調査側としては、それが明らかに偏りがないと、同じように予定地が見えた状態で衝突予測確率を計算していただかないと、結局、見えにくいところは確率は低くて、問題がないので、発電機を立てても影響は小さいという結論に自動的に導かれていくというところが、実際、我々が考えていくと、どうしてもそこに矛盾を感じざるを得ない。ですので、その部分を是非、今後、追加調査をするなりして、データを蓄積したうえで、明らかにしてほしいというのが私からひとつお願いです。

それからもうひとつ、どうしても納得がいけないのが、そういうことを色々考えたにしても、総合的に影響が小さいというその一言が、どうしても僕の中では納得がいなくて、今日いただいた資料を見ても、この●●●かな。番号

で行くと、7、8、9番ですかね、発電機の。そのところは、高利用域にほとんど接しているのに、それでも影響が小さいという評価になるというところがどうしてもなんか理解出来ないんですけれども、そのところはいかがなんでしょうか。

(事業者)

はい、ありがとうございます。●●●●のところに关していえば、風車から500メートルという線は、円を引かせていただいておりますけども、この500メートル自体が、文献というか先生から言われたところで、その記載での500メートルにはしているところではございますが、実際に風車群があるようなところでの観察を見ている限りは、その500メートル以内を飛んでいるというところはしっかり見て観察はしているところなので。

(委員)

そういうことであれば、こういう図を出すことの意味がないですよ。こういうことを出して接しているから影響がありそうだと、だからどう対応するのかということを検討するために、アセスをやっているんで、発電機を立てるところと高利用域が接しているにもかかわらず、影響は小さい、実際はそういうところでも飛んでいると言われると、何を根拠にアセスをやったらいいのかということになりませんか。

(事業者)

失礼いたしました。ただ大きく影響が出るというところは高利用域だと思っております、そこを大きく含むような今、データにはなっていないのではないかなと。

(委員)

提出いただいたやつは発電機番号7、8、9、右下というのは●●●●でしたか。●、●●●ですよね。●●●●のあたりというのは発電機の設置した場所と高利用域がほぼ接していますよね。接しているけれども、今までの事例、調査の経験からすると、実際は飛翔しているということなのですね。飛翔しているけれども、安全側から見ると、やっぱり検討しておく必要があるんじゃないか、例えば建設、発電機の設置位置についても一回見直す必要があるのではないか、もしくはさらに調査をして、本当にこの高利用域がどれぐらいの範囲を占めているのかをもう少し精度高く調査をする必要があるんじゃないか、とか、そういう検討を実際にはやるべきなのではないのですか。そういうところでも実際に飛んでいるから影響は小さいと言われると、そこから先言いよう

がないですね。どう検討したのかをちゃんとお話しいただきたいですね。

これについてはまた別途、時間があれば、ということで、ほかの項目に移らせてください。

委員が一番、前回から未解決のことがいっぱいありましたので、すみません。

(委員)

ありがとうございます。修正していただき、拝見いたしました。確認させていただきました。景観の部分については、これでよろしいかと存じます。

ひとつ、1,531 ページになるんでしょうか。航空障害灯に関して、要するに設置がされたらという話の記載ですけど、この高度で風力発電機が建つとなると、必ずこの航空障害等灯を設置しなければならない、東京航空局からの航空法の線の中に入ってくると思うので、要するにそれが決まってからどうするかという話ではなくて、ここまで高度の高いところに設置するので、どこに航空障害灯を立てればより少なくて済むのか。半径 500 メートル圏内ですと、そのほかのものを立てなくて、設置しなくてもよかつたりするということは決まっていますので、なんかそういったことのシミュレーションというんでしょうか、ということをしていただきたいと、要するに検証していただきたいという話をさせていただきました。

また、この航空障害灯というのは、私の今までの経験から、人の住まうところについてグレア効果が起きないように調査してまいりましたけれども、そのエリアって生き物たちにも影響してくる分ではないかなってというのは、それは専門外なので分りかねるんですが、そんなことを思ったりしています。ですので、設置が決まってからということではなく、予測評価なので、是非、事前に検討をしていただきたい項目であります。よろしくをお願いします。

(事業者)

はい、ありがとうございます。今、15 基で計画させていただいているところでありまして、この計画がほぼ固まってきますと、航空局とまず設置の除外協議というものに入らせていただきます。全部が全部つけるのではなくて、一団の風力発電事業として、航空法に係る人たちが見て、こことここにつけてくださいというお話しがまいりますので、そうなった時に、では、そこについた時にどこの地点からどのように見えてしまうのかということが具体的にシミュレーションできてまいりますので、そこについてはきちんとやらせていただいて、グレア効果の検討ももちろんやりますので、そういう御意見があったということはしっかりと記録させていただいて対応できるように進めてまいりたいと思います。

(委員)

ですので、他の環境の影響が少ない設置場所を検討したり、位置もまだ決まっていないでしょうけれども、そういったところも含めて、検証計画というのを立てていただきたいと思います。

(事業者)

はい、よく理解いたしました。ありがとうございます。

(委員)

人と自然との触れ合いの活動の場というところで、資料を提出していただきましてありがとうございます。しかしながら調査にのっとなって進めていただいています。実際にはシミュレーションをして、どれだけの影響が出るかということ踏まえて、その結果どういう措置をとるかというところまで記述していただきたいと思います。よろしいでしょうか。そして、その中にあったんですが、文献とか、調査、記事や回答の中にあつたように思うんですが、かなりこのハイキングコースは有名で人気があります。ネットの情報は採用されないという話では私はないかと思っています。ですので、そういった情報を踏まえて現地調査していただくとか、それからヒヤリング調査していただくとか、そういうことを是非、実施していただき、今回の調査に基づいた結果、そして改善措置を記述していただきたいと思います。よろしいでしょうか。わからないことがあったら聞いてください。

例えば、他事業者だと、ここからはこれだけ圧迫感があるように見えますが、というシミュレーションが出てきて、どのような改善措置を施しますということ、協議とか意見交換しながら、このところはどのようにコース変更するにしろ、どういうふうな保全措置がとれるかということを検討して記載するというように、きめ細かな対応を取っていただいています。そこをまだ、もう少し、調査していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(事業者)

教えていただきたいんですけど、今回、他事業のものも参考にさせていただいて、そのシミュレーションとか、そこまでなんか書いてあるものが見当らなくてですね。

(委員)

資料は記載はされていません、ここには。しかしながらそれをもとに検討しているということです。そこまで踏み込んだ検討をしているということで受け

止めていただければ。よろしいですか。

(事業者)

すみません、評価書に載ってないところでいろいろ検討されたという。

(委員)

そうです。

(事業者)

すみません。評価書しか見ていないので、今回、評価書にないというところが、把握できなかったので、こういう形で今回、整理させていただいたところ
です。それで、おっしゃっているシミュレーションとは、各人触れの間から見
るフォトモンタージュのようなイメージでおっしゃっているということですよ
ね。

(委員)

そうです。すごく重要なポイントが出てきましたよね、やっど。今回、調査し
なければならぬというんでしょうか、あえて改善措置を施さなければならぬ
線が出てきました。じゃあ、その中で改善措置をどうするかということを検
討していただいて、保全措置を記述する必要があると。

(事業者)

はい、景観のフォトモンタージュで使っているところもあり、そこで使える
ものは使うともう一回載せる形になるのかということもあるんですけど
も、一方で例えば、八高山とか、木が立っていて、木を切った状態のフォトモ
ンタージュまで作りきれない可能性があるかなということもあるのです、やれ
る範囲になってしまうかもしれませんが。

(委員)

ハイキングコースには影響が出るんですよね。かなり影響が出るんですよ。

失礼しました。ハイキングコースとルートにはかなり影響が出る。風力の
建設が、どのぐらい近接性をもって設置されるかということを中心にシミュ
レーションしていただきたいということです。よろしいですか。

(事業者)

趣旨は全然、理解していますが、場所によって、どこまで表現できるかとい
うところがあるかなということをおは今、言ったつもりでした。風車が立った時に

多分、樹木を伐採したりとかというところも出てくるかと思うんですけども。

(委員)

そうすると改変されてしまいますでしょう。要するに、周辺環境が改変されるわけじゃないですか。今まで、森林を歩いていたところが、今度の風力建設によって急にそれが風力とハイキングコースが近接していて、そこを通らなければならない時の人の利用とか快適性ということは、著しく変わると思いませんか。

(事業者)

そこが変わらないということを言いたかったわけではなくて、フォトモンタージュで示そうとした時に、木の切り方までわからないから、木を切って風車が立ったところまでフォトモンタージュで表現できないかもしれないということを今、私は言いたかっただけです。

(委員)

どれほど改変されるかということを示したほうがよろしいんじゃないですか。要するに今、木を切るとおっしゃっているんですから。建設したところにコースが出てきたときに、コースとの関係性というのが出てくるんでしょう、今のお話を伺うと。そういったときの評価というものをしてください。

(事業者)

趣旨は理解しています。

(委員)

視覚的な部分だけではなく音とか、様々ないろいろな問題が出てくるかと私は思っていて、もしかしたら人気ルートが悲しいことになってしまうとか、みなさんから「何であんなのを建てたんだ」というような、結果が出てくるのはやっぱり忍びないですね。そうだとするならば、このような改善措置を施しますというところまで記述してくださいね、ということを申しあげています。

(事業者)

委員のおっしゃっている趣旨は理解しています。

(委員)

よろしくお願いします。

(会長)

よろしいですか。景観と人と自然との触れ合いの活動の場は、よろしいですか。ほかに委員の方から御発言がございますか。はい、お願いします。

(委員)

前回の審査会の時に、渡りの秋の調査の追加調査を検討してみてくださいとお願いしたんですけども、そのことについてはいかがだったでしょうか。

(事業者)

はい、その点につきましては、今、現状では、するというお話までまだ決まっておられません。秋の渡りの調査実施を今、検討しているというところがございます。

(委員)

それは、いつ決まりそうですか。

(事業者)

今年の調査には間に合わせたいというところですので、それまでには決定していくことになると思います。

(委員)

はい、是非よろしくお願いします。その渡りの調査なんですけど、夜間調査ができていないと思うんですけど、お答えとしては、日の出、日没に実施したという御見解で、レーダー調査は山地で困難だという御見解だったと思うんですけど、いただいた情報だと、福井県とか滋賀県で、イヌワシがいるような山間地でも、レーダー調査をされるような案件があるそうなので、またそういうこともお調べになっていただいて、やはり夜間調査についてはもう少しテコ入れしていただいて、そのとき追加調査でやっていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

(委員)

はい、ありがとうございます。他にございますか。私の方からもうひとつよろしいですか。時間がなくて、盛土に関して、急きょ、資料を提供いただいてありがとうございます。市町の方、住民の方からも、台風15号に伴ういろんなことがあって、皆さん、非常に懸念というか、敏感になっていらっしゃるのので、改めて確認をさせていただきたいと思います。

前回の審査会の時には、そのあたりについてはしっかりと対応すると、いう

ことの御発言もございましたので、しっかり御対応いただけるというふうに考えてはいるんですが、いただいたこの資料1の森林法に伴う林地開発許可の基準というのが、基本的に15メートル以下の盛土で、やむを得ず、それより高まる場合にはアースダムを使用する、もしくは5メートルごとに小段を設けてというようなことになっているかと思うんですが、このいただいた資料のこの図を見ると、これ最大で30メートルぐらいあるんですね。アースダムではなくて、この補強土壁ということになって、これは、森林保全課との協議の結果そうなったという理解でよろしいのでしょうか。アースダムはいらない、必要ないと。

(事業者)

はい、御質問、ありがとうございます。今、お話されたとおりで、これは静岡県森林保全課様と御協議させていただいている中において、林地開発許可で示されている中にアースダム及びコンクリート擁壁が明示されており、この部分から上部に盛土をする範囲において安定していることが必要となるとされており、構造形式については特に要件は設けられていないとされてきました。アースダムとなりますと、とんでもなく大きなものとなり、事業者にとってみると、費用負担の大きいものになってしまいます。その一方で事業計画では高盛土を行いたいことから、15mの擁壁を考えた場合に、補強土壁を採用したいということで担当部局様との協議をさせていただき、確認をいただいて設計を進めております。

(委員)

ああ、そうですか。

(事業者)

だからそれについてはしっかりと計算を乗せたうえで申請するべきであるという御見解もいただいたところでは。

(委員)

その補強土壁の工法とか、滑りの問題とか、そういったことも、既に協議していて、それについては、森林法上、林地開発許可上は、これでいいでしょうという理解を得ているという理解でよろしいですか。

(事業者)

基本的な考え方についての御了解をいただいたところで、今度はその内容を踏まえて、技術設計に置き直してボーリングをやっていますので、その結果も

踏まえたうえで林地開発協議の中で、これらを含めて検討して御協議させていただくと、いうことになります。ありがとうございます。

(委員)

わかりました。それ以外の場所で、盛土のところ、下流域、今回、見させていただくと下流域にも大きな集落があるところは、そこまで多そうではないんですが、下流域に集落がある場所、それから水道水源になっているような場所、そういったところについては、確実に水資源の確保、それから土砂流出とか、土砂崩壊、防備、それから濁りとか水質、そういったものに対する影響がないように万全を期していただきたいと思いますので、改めて林地開発の方で、審査が入るかと思うんですが、環境アセス上は土地の安定性という意味では非常に重要なことかなと思いますので、是非、御対応の方をよろしく願いいたします。

(事業者)

ありがとうございます。しっかりと対応できるように努めてまいります。よろしく申し上げます。

(会長)

委員、よろしいですね。

(委員)

関連して、コメントですけど、15メートルを超える場合は、アースダムまたは補強土壁で対応する場所もあるんですけど、それは林地開発許可の基準上の問題であって、それを満たしていれば絶対、崩れない、斜面が安定するという話ではないんですよ。なので、そのあたりは、説明においてきちんと整理していただきたいというふうに思いました。やはり基準は満たしている、それで終わりではなくて、きちんと地質調査や、あと前回の審査会で地すべり地形の話もありましたが、そういうことも勘案して、安定性が十分かどうかというところを御検討いただきたいというふうに思いました。

あと、盛土ではないんですけど、川の濁りについての説明を、今日していただいたんですけど、「既に検討はしているため濁りが水源地に到達することはありません」のように、言い切ってしまうんですけど、これはあくまでも計算式に、数値を代入した場合、到達しないということだけであって、実際に到達するかどうかというのはまた別の話だと思うんですよ。なので、濁りについては、以前の審査会でも、議論したように思うんですけど、現地調査に基づいて、実際、影響があるかどうかというところの確認をしっかりとしていた

だきたいと思います。

(事業者)

はい、ありがとうございます。土地の安定性につきましては、やっぱり地元の方からも、大雨が降って災害が発生していることが事実だということから御説明に上がらせていただくと非常に関心の高いところでもあります。ですので、先ほども申しましたように、県との林地開発協議において、基準というものがありますので、これにのっとってももちろん作らせていただかなければならないことになりますけれども、私どもが作ったものが引き金となって災害が起きないように、そのところは、もう少し踏み込んでやれることはやっていきたいと思っておりますし、水の話も全く同様に、やっぱり水を山から取られて生活されている方もいらっしゃることも分かっていますので、「計算上、大丈夫だったから大丈夫だ」というのではなくて、やっぱり、雨が降った時に我々、地元を根ざしている企業でありますので、現地を確認させていただきながら、必要に応じてもっと追加の対策をできるのであればそれをやるとか、そこは適切に対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員)

よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ほかにございませんか。では、最後。

(委員)

先ほど話しがあったのです。人と触れ合いの1,546ページになるんでしょうか、記載の方法が、皆、違って、異なるので、この「……………」というのが登山道になるんですか。図です。

(事業者)

御理解のとおりです。そうですね、橙色の「……………」が、登山道ですね。

(委員)

位置付けなんですね。で、次のページもそうなんですけど、1,548ページはこれ、赤になっています。赤はルートということでよろしいでしょうか。

(事業者)

1,548ページのこれは、東海自然歩道です。

(委員)

だけどやっぱり種類は違うんだけど、ルートということでは同じですよ。よろしいですか。

(事業者)

これ、東海自然遊歩道のパンフレットから拾って、ここに書かせていただいて赤く入っているんだけど、前のページと同じように、点々点々と。

(委員)

表記方法を統一していただきたいのでございます。やっぱり同じ表記方法にしていきたいので、よろしいですか。

(事業者)

承知しました。

(委員)

1,546 ページになります。先ほど御質問がありましたので、申し上げますと、風力発電の設置場所は赤で示した丸マークですよ。著しく近いです。近接していますし、14とも近距離です。今回、調査してくださっていますが、このポイント毎の適切な調査、風力との距離や角度等の関係性、どのくらい離れていて、どのくらい角度が見えるのか、そしてそれに対して「利用」と「快適性」としての評価を記述していただきたい。その後に、先ほどのシミュレーションは作成していただきたいです。その資料がこの度まったくないので、このルートにおける風力発電建設との関わり合いが今この図から、一覧表として読み取れません。よろしいですか。

(事業者)

確認ですけど、例えば1,546 ページに書いてあるバランダとか五又路、メガネ地蔵とか、そういったポイントということで、よろしいですかね。

(委員)

全部のポイントからどう見えるのか、見えないのか。さっきおっしゃったように、伐採して見えてしまうということもあるかもしれませんし、ルートの脇に建ってしまいました、ということになるように予測できます。その結果に対してどのような保全措置をとられるのかということ、距離感と見え方、角度を評価基準として「利用」と「快適性」を一覧表にしてください、次のステップとして改善措置を提示していただくという形で、進めていただきますようお願いします。

(事業者)

おっしゃられたことはよくわかりました。1,558 ページに八高山の一番、最近接のところということで、登山道まで約 60 メートルという記載はさせていただきます。さらにこれを細かくということですね。

(委員)

ポイント毎にお願いします。

(事業者)

ポイント毎にですね。

(委員)

ポイント毎に風力との関わり方が分かりません。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、だいたい、質疑応答、出尽くしたかと思えますので、質疑応答、本日の質疑応答はこれまでとさせていただきます。いったん事務局の方へお返ししたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

(事務局)

御審議ありがとうございました。それでは事業者の皆様にはここで退席いただきます。ありがとうございました。
ではここで 10 分程度休憩をとらせていただきます。では、14 時 45 分から再開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

休 憩

(事務局)

それでは審議を再開させていただきます。よろしいでしょうか。

(会長)

よろしいですか。では、審議を再開をさせていただきます、次第の 3、答申の調整について、審議を始めたいと思います。

まず、はじめにですね、3月7日付の静岡新聞、中日新聞朝刊で地元の市民団体の方から、この影響評価審査会に対して要望書が提出されたという報道があって、御存じの方、いらっしゃるかと思います。この要望書のあて先が審査会長宛てということでしたので、一応この場を借りて、「要望書を私自身は受取っております。」ということをお報告させていただきます。

実はアセスの事務上は、住民意見というのは、準備書が出た時とか、方法書が出た時に、本来はそういう事務の中で住民意見を述べていただくというのが本来の事務なんですけれども、マスコミ等にも出ておりますので、私自身受け取りましたというところを皆さんに一応、報告させていただきたいと思っております。

はい、それでは、答申案の審議を始めたいんですが、既に皆さんの方に、事務局案が行って、それぞれの御専門のところについては、御確認をいただいて、場合によって修正案をお持ちいただいているかもしれませんので、そこから、スタートいたします。

事務局から、私の方で進めて行けばよろしいですね。

今、スクリーンに、原案が出ておりますので、まず「はじめに」のところから、順を追って御確認をいただきたいと思っております。一字一句読み上げると時間もかかりますので、修正案がある方がおりましたら挙手をいただいたうえで、確定をさせていただきたいと思っております。

まず「はじめに」の部分で、修正案とお持ちの方いらっしゃいますか。

特によろしいですか。よろしいようでしたら、事務局の方で一回、通して、「はじめに」のところだけ読んでいただいてもいいですか。

(事務局)

では、読み上げさせていただきます。

はじめに。本事業は株式会社シーテックが、島田市、掛川市及び周智郡森町にまたがる八高山稜線上において、風力発電設備を15基(4,200kW)、総出力が最大57,600kWの風力発電所を設置するものである。

事業実施区域の大部分は森林地域で、その約半分が鳥獣の生息及び生息地の保護のために鳥獣保護区に指定されているほか、水源の涵養、土砂の流出防備などの公益目的を達成するために指定された保安林など、豊かな自然環境を有するとともに、簡易水道施設や飲料水供給施設の水源となっている。

また、希少猛禽類であるクマタカが生息しており、加えて、サシバやハチクマの国内最南の渡りのルートとして知られている。特に、クマタカについては事業実施区域に8ペアが生息し、繁殖も確認されている。

一方、事業実施区域の周辺は、大井川鉄道の新金谷駅を起点として川根本町の千頭駅まで運行されている蒸気機関車や、大井川をはじめとした自然環境を

活用した水遊び、キャンプ、魚釣り等のレジャーのほか、地域で受け継がれてきた歴史・文化などの資源を生かした観光が盛んな地域である。また、豊かな自然環境を有する八高山周辺は、ハイキングコースとして多くの人々から親しまれ、人と自然が触れ合う活動の場となっている。

こうした地域特性を有する当該地域において、風力発電設備が設置されることに対し、地域住民や専門家からは、生活環境や自然環境、地域の観光資源に影響が及ぶことを強く懸念する声が上がっている。

そこで、事業者はこうした地域特性、地域住民や専門家及び関係市町長の意見を踏まえ、本事業の実施が生活環境及び自然環境に及ぼす影響を回避または低減することが求められる。

なお、事業実施区域及びその周辺では、令和4年9月に発生した台風第15号による記録的な大雨で、土砂災害等の甚大な非難が発生しており、地域住民からは、大規模な土地の改変が実施される本事業に対し、不安に思う声が多く寄せられた。

このため、本事業の実施に当たっては、各法令基準を順守することはもとより、気候変動に伴う近年の降雨状況の変化などの自然現象を十分に考慮する必要があることを認識いただきたい。

(会長)

はい、ありがとうございます。特に修正意見はないようでしたら、「はじめに」の部分はこので確定をさせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして全般的事項の、1 環境に配慮した計画検討、2 土地の改変及び森林の伐採の縮減、3 長期的な影響の評価、4 地域住民への丁寧な説明、というところの文言につきまして、もし修正意見や御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

特に、よろしいですか。ないようでしたら、もう一度、全般的事項、文章を読み上げていただいているいいですか。

(事務局)

I 全般的事項

1 環境に配慮した計画検討

風力発電設備及び工事中道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という）に係る環境影響評価について、調査、予測及び評価の内容が不足している水資源や動物などの項目は、環境への影響の回避又は低減を優先するように評価手法に検討を加えた上で、予測及び評価を追加して行い、その内容を評価書に記載すること。その結果、重大な環境への影響が認められる場合には、風力発電設備等の配置や構造の見直し等を含む環境に配慮した計画の検討を行うこと

2 土地の改変及び森林の伐採の縮減

本事業に伴う大規模な土地の改変及び森林の伐採については、環境の保全の見地から、必要最小限に縮減するよう努め、工事中から供用後に至るまで事業実施区域及びその周辺的生活環境や自然環境への影響を回避又は低減すること。

3 長期的な影響の評価

本事業は、風力発電設備等の存在や稼働が長期間にわたるため、事業実施区域及びその周辺的生活環境及び自然環境に予測し得なかった影響を及ぼすおそれがある。このため、予測及び評価に不確実性がある項目については、評価書及び事後調査計画書に詳細な内容を記載し、適切な事後調査を実施すること。

4 地域住民への丁寧な説明

事業実施区域及びその周辺では、令和4年9月に発生した台風第15号により、河川や人家への土砂の流入や道路の路肩の決壊などの被害があったことから、山地の大規模な土地の改変を行う本事業に対して、地域から不安に思う声が多く寄せられた。こうした土地の安定性に係る不安をはじめ、騒音・振動や水質・水量の変化など生活環境や自然環境への影響を懸念する声も多い。このため、地域住民の不安が払拭されるように、事業計画の進捗に応じながら、分かりやすい表現を使用し、地域住民に積極的な情報提供及び丁寧な説明をすること。

(会長)

はい、ありがとうございます。全般的事項についてよろしいですか。修正がないようでしたら全般的事項については、以上と確定とさせていただきます。

それでは続きまして個別事項につきまして順を追っていきたいと思います。

まず、大気、騒音・振動及び低周波音、風車の影、ここまでかな。1、2、3について、もし修正意見等ございましたら、お願いいたします。

はい、委員、お願いします。

(委員)

騒音・振動及び低周波音の第2段落のところですね、特に風力発電設備等の稼働に伴う騒音及び低周波音については地域住民やハイキングコース等の利用者が不快に感じる場合がありという、この「不快」というところ、多分、アノイアンスのようなことを指しているかと思うんですけども、これもしできれば、音の大きさにかかわらずとか、音量の大小にかかわらずとかみたいな、不快感って音の大きさだけで決まるものではなくて、音質で決まるもので、もし入れられるようでしたら、そういった音の大きさじゃなくても不快に感ずることがあるというのがわかるような表現にした方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

具体案はどうですか。

(委員)

それこそ、騒音及び低周波音については「音量にかかわらず地域住民やハイキングコース等の利用者が不快に感じる場合があり」とするのが、一番自然なのかなというふうに思います。

(会長)

騒音及び低周波音については音量や音量の大小にかかわらず。

(委員)

地域住民やハイキングコース等の利用者が不快に感ずる場合があり、というふうに。

(会長)

地域住民やハイキングコース等の利用者が不快に感ずる場合があり…はい、ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。特に修正意見がないようでしたら続いて、水資源はいかがですか。

委員、いかがですか。追加することは特にはないですか。先ほどの御意見もこの中に含まれていると思えばよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

はい、ありがとうございます。続きまして、地形及び地質（土地の安定性）ですけど、委員、何かございますか。はい、委員、どうぞ。

(委員)

2行目のところで「崩壊の危険性が高く」って書かれているんですが、3行目では「斜面の不安定化や地すべりが活発する」ということで、なんか、崩壊と地すべりが、言葉が、変わっているというのか、崩壊と地すべりって、厳密に言うと、別現象なんですけど、それが同類というのか、なんか用語のすり替えみたいな形になってしまっているというののが、一つ気になりまして、あとも

う一つは、いまの2行目の、崩壊の危険性が高くというのを言っていて、4行目では「崩壊等の危険性が高い箇所での造成工事を回避し」と書いてあるので、これをそのまま読むと、事業自体が、事業自体を否定しているような書き方になっていると思うんですけど、ただ今回の環境アセスではそこまでは言うことは出来ないのかなと思うので、少し表現を変えた方がいいのかなというふうに思いました。

(会長)

はい。まず、崩壊と地すべりとの切り分けはどういうふうにしたらよろしいでしょう。

(委員)

「風化等による崩壊や地すべりの危険性が高く」、ですかね。

(会長)

はい、安定化につながる「土地の改変や森林の伐採に伴い斜面の不安定化につながるおそれがある」という表現では。

(委員)

ああ、そうですね。不安定化するおそれがある。で、「崩壊等の危険性が特に高い箇所での」に「特に」を入れるということですかね。はい。

(会長)

最初、読みますね。「事業実施区域の主な地質は、破碎された岩石が入り交じったものであり、風化等による崩壊や地すべりの危険性が高く、土地の改変や森林の伐採に伴い、斜面の不安定化につながるおそれがあることから、崩壊等の危険性が特に高い箇所での造成工事を回避し、必要な措置を講じること」。よろしいですか。

(委員)

私、特に意見がなかったんですけども、そういうことになると、崩壊等の危険性が特に高い箇所というのは、どうやって探すんだろうということになって、そのために、後段の、土地の安定性にかかる予測及び評価については地質の安定基準等の統一を図り、必要に応じ追加的な調査を十分に行った上で、というのがあるんですよね。だから、むしろそれが基本だと思うんですね。そのうえで、特に高い場所が見つかったときには、これこれの対策をしてくださいという、そういう流れじゃないかと思うんです。

(委員)

そうすると、崩壊等の危険性が特に高い箇所というところを、斜面の不安定化につながる、土地の改変や森林の伐採に伴う斜面の不安定化につながるおそれがあることから、どうしたらいいのかな。土地の安定性に対する、土地の安定性について特に留意し、とか、そういう感じですかね。

(委員)

ことからのあと、土地の安定性に留意することで、一回終わって。

(委員)

ここで切りますかね。土地の安定性に留意すること。

(委員)

そのあとに、2段落目が来て、そのあとで、特に危険性が高い場所では…高い場所での造成工事を回避しということですかね。

(委員)

そうだと思います。要するに、構造としてはね、一般論として「崩壊の危険性が高い地域ですよ」と、まず言って、それをまず終わって、その次に、それを回避するために、これこれの調査をして、こういうことを回避してくださいという流れになると思うんですね。

(委員)

そうすると具体的にどう文章を作るか、土地の安定性に留意すること。

(委員)

本当はその留意することの中身が「また」以降なんですよ。そのまたじゃないんですよ。

(委員)

ああ、そうか、つながるおそれがあることから、土地の安定性に係る予測、評価については、ですね。

(委員)

論理的にはそうなんですけど、文章が長くなるので、そのまま続けるとどうかなとは思うんですね。

(委員)

そこまで長く感じないから、それで文章としては、そんなに違和感はないと思います。

事業実施区域の主な地質は、破碎された岩石が入り混じったものであり、風化等による崩壊や地すべりの危険性が高く、土地の改変や森林の伐採に伴う斜面の不安定化につながるおそれがあることから、土地の安定性に係る予測及び評価については、地質の判定基準等の統一をはかり、必要に応じて追加的な調査を十分に行ったうえで、その結果を評価書に記載すること。崩壊等の危険性が特に高い箇所での造成工事を回避し、必要な措置を講じること。

そんな違和感はないですね。はい、ありがとうございます。これで行きましょう。

続きまして、動物・植物・生態系、鳥類、哺乳類、クマタカですけれども、はい、委員。

(委員)

はい、文言の訂正とか、少し追加していただきたいことがありますので、お願いします。アの「クマタカ」の「(ア) 風力発電機の基数及び配置の再検討」のところの、2段落目、特に「経塚山に」以下のところなんですけれども、ここの経塚山に8、9号機が「衝突の危険性が明確であり」とあるんですが、由井モデルで出されている衝突数というのはここ、高くなってないので、というか、そこに隣接するメッシュがすごく高くて、それを含めて、衝突の危険性が明確だということを言いたいので、そこを直したいと思います。

文章を言った方がいいですね。

特に経塚山に設置予定の4基のうち、南側の8号機と9号機では、調査結果から、クマタカが発電機予定地周辺を飛翔する頻度が高く、9号機は風力発電機への鳥類衝突数の推定法である由井モデルに基づく希少猛禽類、年間予測衝突数の最大メッシュに複数隣接しており、衝突の危険性は明確であり、経塚山周辺における風力発電機の設置に関する検討が不十分であると言わざるを得ない。

大丈夫でしょうか。いいですか。続きも言って。

(事務局)

どうぞお願いします。

(委員)

そのあとなんですけど、これ、●●●の南と北のペアに関することなんですけど、●●ペアという繁殖が確認されているペアの部分について追加したい

と思います。

「また●●ペアに関係する 12 号機は、継続調査で判明してきた営巣中心域、高利用域に極めて近接している可能性があり、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」にあるように、安全側に立った配置を検討すべきで、専門家による個別適切な検証が必要である」というところを追加していただきたいです。

そして、次の段落の「加えて」以下のところになるんですけど、そこも文章が違うかな…読みますね、

「加えて、クマタカは風車から 500 メートルの利用を避ける傾向があり、さらに 1 ペアの生存には 700 ヘクタールの行動圏が必要、という県外専門家意見を踏まえると、700 ヘクタールを確保されないペアが存在することは明らかである。」

「また準備書で」以下は同じです。で「以下のことから」のところもそのまま同じで、ただ最後の 1 行のところを「予測および評価を行い、丁寧に整理した結果を」なんですけど、これが「各ペアごとに丁寧に整理した結果を」と、という言葉を入れていただきたいです。

（事務局）

先ほど先生からいただいたところを、私の方でチェックさせていただいて、新しく挿入するところをこれから打ち込ませていただきます。お待ちいただいてよろしいですか。

（委員）

はい。

（委員）

加えて、専門家のヒアリング結果による、を消していただいて、クマタカは風車から、続きですね。

（委員）

そうですね。また準備書でと続けてください。で、以上のことからのところをくくっていただくと、丁寧に整理した結果をの頭に「各ペア毎に」と入れてください。そして、その下の、又のところなんですけれど、追加調査の結果等に基づき、追加調査の結果等に基づき、今出ている一番下ですね、経塚山南付近にというのが、具体的に 8 号機と 9 号機、12 号機をはじめとした、風力発電機の基数…経塚山付近に設置予定のを消していただいて、ここは、数字を入れるかどうかは、会長ほか皆様と御相談なんですけど、8 号機と 9 号機、12 号機をはじめとした、風力発電機の基数及び配置を再検討し、で、以下は同じで

す。なお、その下の段落の、クマタカのところの最後に、検討委員会等の助言を受けることなんですけれど、助言を受け、それを保全に活かしてほしいという言葉が少し入れていただきたいんですけれど、助言を受けただけで、実際その助言が全然、次に活かされていないので、それはすごく残念だなと思うので、保全に活かしていただきたいという一言を入れてください。

そしてそのあとはずっとそのままオッケーで、ウの鳥の渡りのところに行きます。()のないウに行っていただいて、鳥の渡りのところなんですけど、すみません、直すところがたくさんあるのですが、いいですか。

サシバやハチクマの渡りのルート等の予測及び評価については、その辺は大丈夫ですかね、個体数調査が不十分であるため、個体数調査が不十分であるため、個体数調査が不十分であるため、追加調査を可能な限り風力発電機の設置予定地を実施し、改めて予測評価を行った結果を評価書に記載すること、小鳥類の渡りについても、風力発電機設置位置等の調査場所や、それから夜間調査を含む調査時間、気象条件を見直し、追加調査を実施し、以下、そのままです。そのままですと、書いてないのか。追加調査を実施し、年間予測衝突数の算定を含めた予測及び評価を改めて行った結果を評価書に記載すること。また以下はそのままです。

(委員)

下はそのまま、6号機から15号機については制限稼働の部分は下の保全のところに入るの、とりあえず消していただいて、そのあとは、その段落でオッケーで、その下の小鳥類の渡りのは上に書いていただいたので、そこもダブっているのか、それもとりあえず消していただいて、最後、魚類とか両生類よりもずっと下の方に、保全措置というところに、ブッポウソウとヤイロチョウの話が出てくるんですけども、その少し上です。事業実施区域近傍でという、それを、カタカナのエとして、鳥の渡りの下に、その他とかという形で入れていただきたいんですけども。アイウ、エですね、くくりはその他でいいかと思うんですけども。

(会長)

委員、よろしいですか。時間もなくなってくるので、事務局にもう一度パソコンで先に打ち込んでいただいて、その間に、ほかの項目についての変更修正案をお願いします。

(委員)

環境保全措置のところ、あと1行で終わりです。(4)のところ、全体の動物の環境保全措置が出てくると思うんですけど、バードストライクのとこ

る、それに鳥類のを、先ほどの風車の稼働制限というのを、入れておいていただければいいかなと思います。

コウモリ類や鳥類への影響が確認された場合は、風車の稼働制限など環境保全措置を検討すること。風車の稼働制限など、それだけ加えてください。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。これを今から全部、議論していくと、時間が足りなくなるので、後ろの方に回らせていただいているんですか、議論は。先に、鳥の次に、魚類、両生類がありますので、委員の方から昆虫類も含めて修正案がありましたら、委員、それから委員、よろしくお願いします。

(委員)

9ページの魚類のところですけど、下から2行目「事後調査を実施し影響があると認められる場合は」とあるんですけど、事後調査だと遅いので、工事中も調査を実施し、とか、随時調査を実施しとか、要するに、工事中をちゃんとやらないと終わってからだともう随時の方がいいですかね。どっちかなと思ったんですけど、随時、調査を実施しとか。

(会長)

極力、事業者が困らないように、具体的に指示した方がいいかなと思うんです。

(委員)

工事中がいいですかね。

(委員)

事業者がもし工事中から自分たちがやらなければいけないと認識されるなら、工事中から事後にかけて、とかですね、なんか入れた方がいいかなと思うんですが。

(委員)

そうですね。

(委員)

はい、それから昆虫のところなんですけど、ここに書いてある記載内容はいいんですが、今回のこの調査で出てきてないんですけど、八高山のところにク

ロヒカゲモドキというのがいまして、多分、それは絶滅危惧になっていると思うんですけど、そこは書かなくてもいいかなという。今日の資料1で、川勝知事から経産大臣に書いてある何ページでしたか。

(会長)

方法書の知事意見ですかね。

(委員)

今日配られた資料1ですね。その6ページの昆虫類のところを書いてありまして、キリシマミドリやクロヒカゲモドキなど貴重な昆虫類が生息している可能性がありという、それも入れておいた方が。キリシマミドリはいいんですけど、クロヒカゲモドキは結構、今いなくなっているのも、特にその八高山、完全にかかっているのも、可能なら、クロヒカゲモドキなど希少種の生息の可能性が高いことから、生息環境への影響について調査予測及び評価を行い、評価書に記載することなのか、保全措置を講じる、なんか一文を入れた方がいいですかという御相談です。

(委員)

この間、事業者とのやりとりの中で、評価書に書きますみたいな返事が結構多くて、それは評価書に書くのは当然なんですけども、それよりも保全措置をしっかりと取ってもらうということが大事なので、例えば保全措置を、適切な保全措置をとったうえで、その結果を評価書に記載することとか、書いていただいた方が具体的に指示できると思います。

(委員)

この昆虫類のところの水辺の昆虫しか書いてなかったものですから、そうすると水辺以外がいいのかなと思っても困るかなと思ったので、これは先に入れてもいいし後でもいいんですが。

(会長)

具体的な種名をとということですか。

(委員)

そうですね。クロヒカゲモドキなど希少種の生息の可能性が高いことから。

(会長)

今、希少な種が存在すると書いてありますけど、クロヒカゲモドキはまだ確

認はされていない。

(委員)

レッドデータでは八高山は確認されているんですよ。

(会長)

確認されているんですか。

(委員)

今回はここでは出てきてないんですが。

(会長)

ああ、なるほど。ということは、生息地とするクロヒカゲモドキ等の希少な種の存在の可能性があることから、ですかね。

(委員)

そうですね。

(会長)

保全措置を検討すること。はい、特に事業実施区域において。

(委員)

これ、水辺環境のところに書いちゃうと、クロヒカゲモドキ自体は水辺環境ではないので。森林なんですよ。ですから、別に、今の水辺環境とは別に、段落を区切って書いた方がいような気がします。

(委員)

いろんな昆虫類でいいですね、より可能性があることから、適切な保全措置を講じ、その結果を評価書に記載すること。

(会長)

準備書段階ではクロヒカゲモドキ等は確認されていないんですよ。調査した結果。

(委員)

ここには出てないですね。

(委員)

ですので、もしそういうのであれば、今から生息している可能性があることからというよりは、クロヒカゲモドキ等の希少な昆虫類の生息可能性があるので追加調査を実施しとか。

(委員)

ああ、そうですね。

(委員)

実施し確認された場合には適切な保全措置を講じなさいという方がいいかなと思います。

(委員)

そうですね。

(委員)

保全措置を講ずることと。

(委員)

そうですね、それならいいですね。

(会長)

はい、昆虫類までよろしいですか。そうしたら、環境保全措置と工事の実施というところについて修正意見は、委員はあるんですね。

(委員)

風車の稼働制限をここへ合わせてバードストライク、バッドストライクということで、入れていただくのがいいかと思ったんですが。

(会長)

ありがとうございます。委員、なんか修正意見ございますか。

(委員)

いえ、ありません。

(会長)

特によろしいですか。環境保全措置と工事の実施については、今の風車の稼

働制限など。

委員の方から景観、それから人と自然との触れ合い活動の場についての修正意見をお願いします。

(委員)

景観です。事業実施区域及びその周辺は大井川の広がりと連なる山並みやそこで育まれた人々の営みで、その次に、大井川鉄道をはじめ、人々の視点場がって書いてあるんですが、「営みは古来からの人々の原風景として現在にいたるまで景観として存在している」と言った方が、ここの周辺の、この景観がどいう景観かということが言えると思います。

そしてその次に大井川鉄道をはじめ「周辺には多くの地域資源が点在している」という視点場を入れていただいた方が、文章の流れとしては良いように思います。

そしてその次に、風力発電の配置にあたっては、視点場や眺望地点からの山並み、稜線、原風景の景観を阻害しないようにこのシミュレーションと書いてあるんですけど、「フォトモンタージュ等などのシミュレーションを用いて」再度、フォトモンタージュして具体的にさせていただいているので具体的には消して、比較し、評価書に記載すること。と、いうのはいかがでしょうか。

そして先ほどの知事意見では、送電線とか鉄塔の記述も加える。

次に12ページです。続きます。グレア効果についての、航空障害灯について書いてありますが、一番最後にくるように記載した方がよいのではないかと思っています。

風力発電設備等の建設場所の検討や融和色により検討すると書かれています。が、塗装色を環境融和色で検討する際には、県と市町と住民の意見を踏まえることということになりますね。

(委員)

すみません、専門じゃないので、環境融和色というのは、人によって皆さん違うのか、それともその専門家の中では環境融和色というと、こういう色というの、ある程度、決まっているものなんですか。

(委員)

環境条件によって違います。

(委員)

静岡県関係市町及び地域住民との意見を踏まえるとなった時に、皆さんが同じ意見になるかどうかは分からないと思うんですね。そうなると、事業者とし

では、じゃあどうしたらいいのかという話しになっていくので、何かそういう事業者が戸惑わないような指示の仕方をした方が、よろしいかと思います。

(委員)

専門家の意見ということでお願いします。

(委員)

例えばそういう意見を踏まえたうえで、専門家の意見を。

(委員)

踏まえたうえで環境融和色を選定する。

(委員)

したほうが。

(委員)

決めてくださいというか、検討してくださいと。

(委員)

そうしないと、みなさん、多分違う、感覚的に違うと思うので。

(委員)

そうですね、先生のおっしゃるとおりだと思います。またここに住民と書いてありますので。この文言は、皆様の総意で建設するという、作りなさいよということかと思いました。

(委員)

そしてそのつぎに、12 ページの一番上の段落をもってきていかがでしょうか。グレア効果は最後でいいので。

具体的を外し、フォトモンタージュ等のシミュレーションを用いて再度、眺望景観の変化を比較し、評価書に記載すること。

(委員)

これはあれですか、再度、予測評価を行いなさいという指示ですか。ここは。

(委員)

そのように記載されてきました。

(委員)

それであれば、再度、眺望景観の変化について、再度、予測評価を行うこととか。

(委員)

変化を予測評価し、評価書に記載すること。

(会長)

大体、それでよろしいですか。はい、ありがとうございます。鳥を除いては、大体皆さんの御意見が出たと思いますが、過去2回と今日3回目に皆さんの方から御意見をいただいて、事業者からいろんな回答をいただいて、その審議の結果を、基本的には、答申案に活かすということが基本かと思っておりますので、事業者が見た時に「いや、これ初めて聞いた」ということではなくて、今まで、過去3回の審議の結果を、踏まえて答申案に盛り込むということになりますので、今からまた元に戻って調査という指示はなかなかしにくいと思っておりますので、その辺の御理解をいただいたうえで答申案を仕上げられればいいかなというふうに思います。

(委員)

「人と自然との触れ合いの活動の場」についてよろしいでしょうか？

(会長)

委員、どこですか。

(委員)

2行目で、している、しており、そしてその後、次にまた文章が続くので、している。主要な10地点における調査、予測評価を行っているが私はこの文章の記述が分かりません。

一番、最後の、最初のところから、そのためのからでいいですか。

(会長)

そのための。

(委員)

そのため、上記の観点から文献調査や現地調査、聞き取り調査を再度実施するとともに、工事实施及び風力発電機の存在に係るこれらの場及び景観資源の改変による、要するにルート各ポイントからの利用及び快適性の変化について予測及び評価を行い評価書に記載すること、としていただきたい。

(事務局)

先生、すみません、もう一度。

(委員)

聞き取り調査を再度、実施してくださいということが1点、それからこの工事实施及び風力発電の存在に係るこれらの自然資源の改変による、ルート各地点という、利用性、快適性は評価基準なんですよね、これ。の変化について予測及び評価を行い、評価書に記載すること。要するに現地調査をしてください、ということと、それと、工事实施及び風力発電機の建設に関わる自然資源の改変による利用及び快適性の観点、予測及び評価を行い、評価書に記載すること、というのはいかがでしょうか。

(委員)

これ、委員、今の、そのための文章というのは、準備書の段階で一回そういうことをやったんだけどこれが足りないからもう一回やりなさいという指示ですか。それとも聞き取り調査等がやっているんだけど足りないから追加の調査を実施しなさいということですか。

(委員)

追加の調査です。

(委員)

ああ、なるほど。そうすると、上記の観点から文献調査や現地調査、聞き取り調査については、追加の調査を実施するということですね。

(委員)

はい。

(委員)

追加の調査を実施し、そのうえで予測評価を行ってくださいと。

(委員)

新たに、再度。

(委員)

そういうことですか。

(委員)

そうです。それで、今日申し上げたとおり、評価手法が、理解されてなかったので御説明したということです。

(委員)

その影響はというところは必要ですか。評価書に記載すること、風力発電設備等の設置がこれらの場の利用に影響を及ぼす場合は、その影響を回避又は低減するよう、必要な保全措置を講じること、というのはいるんですね。

(委員)

措置を講じること。それを入れてください。

(委員)

いるんですね。そしたら、評価書に記載することをやめてですね、快適性の変化について予測評価を行い、風力発電設備の設置が、これらの場の利用に影響を及ぼす場合は、その影響を回避または低減するよう、必要な環境保全措置を講じること。これで指示になりますよね。

(委員)

はい。

(会長)

はい。それでよろしいですか。

(委員)

それと、12 ページの下から3行目です。なお評価にあたっては、各地点及びアクセスルート。

(会長)

どこですか。

(委員)

12 ページです。評価に当たっては、アクセスルートの各地点とアクセスルート内の地点において。

(委員)

それで事業者が見てわかりますか。アクセスルート内の地点と言われたらここかというのが。

(委員)

今日、お話したと思いますけど。

(会長)

ああ、分かりました。

(委員)

そして、調査、その風力発電機の距離と水平視野角を入れてください。距離及び水平視野角の評価を行うこと。

(会長)

で、よろしいですか。はい。

(委員)

はい。

(委員)

今日、私からの要望は、極力具体的に、事業者に伝わるのが大事なんですけれども、あまりに細かすぎて、事業者に、こちらが言いたい趣旨が伝わらなくなるのもまた困るかなと思うんですね。ですから、事業者が「やんなきゃいけないんだ」「こういうところを指示された」ということなるべくぱっとわかるように、まとめた方が、僕はいんじゃないかなというふうに思います。

今、修正意見は「特に」からですね。クマタカのところですね。

(委員)

そうですね。クマタカのところですね。

(会長)

委員、すみません、僕は専門じゃないので、一番専門に近いのが委員なの

で、適宜にはさんでいただいて、御意見を言っていただけると助かります。

(委員)

文言のところはお任せしますが、追加調査ないし再調査というのは、指示する必要があるかというのはやっぱり、気になったんですが。

(委員)

そうですね、継続調査はしてくれと言っているんですけど、そのことについては何も触れてないので、おっしゃるように、なんかそういう言葉が必要かなと思いました。

あと何号機と書くことに対する見解はいかがでしょうか。

(委員)

それはあった方がいいかなというふうに思いました。特に南東部ですね、6、7、8、9ですね。

(委員)

8号機と9号機しかとりあえず書いてないんですけど、4基のうちと書いたその4基は全部、書いたほうがよろしいですか。

(委員)

()して、(6.7.8.9号機) … 4貴のところは()して。

(委員)

今、通しましょうか。「特に」から通しますね。「特に経塚山に設置予定の4基…」、あっ、「4基」と書いてあるから、6、7、8、9…6から9号機ということですか。

(委員)

そうです。はい。

(委員)

6から8号機のうち、南側の8号機と9号機では、調査結果からクマタカが発電機予定地周辺を飛翔する頻度が高く、9号機や風力発電機への鳥類衝突数の推定法である由井モデル、これはもう、由井モデルの説明はいらないですか。9号機は由井モデルに基づくとかつとやれば。希少猛禽類、年間衝突数の最大メッシュに複数、隣接しており、衝突の危険性は明確であり、経塚山周

辺における風力発電機の設置に関する検討が不十分であると言わざるを得ない。また●●ペアに関する12号機は、継続調査で判明してきた営巣中心域、高利用域にきわめて隣接している可能性があり、猛禽類の進め方にあるように、安全側に立った配慮を検討すべきで、専門家による個別、適切な検証が必要である。

最後のところと、そこまで書いて、専門家による個別適切な検証が必要である。

(委員)

この場で、例えば1キロ圏内に、営巣中心域に隣接したところに風車があるといっても、取り合っただけでないというか、それに対する、具体的な見解をいただけてないので、もう個別に、一つ一つの風車に対するとか、クマタカのペアに対するやりとりを検証していくには、検討会、委員会みたいところで、それぞれのデータを一つ一つを解析していったら納得していただく以外に方法はないのかなと。

(委員)

もしそういうことであれば、なんかそういうふうにしないとですね、例えば専門家による個別的検証が必要である、じゃあ、誰が専門家を交えた検討会を開くのか。事業者にそういう検討委員会を開催したうえで、ちゃんとアドバイスをもらいなさいという指示なのか、それとも行政が検討委員会を開いて適切に対応すべきということ、これは指示しようとしているのかがわからないんですよ。環境アセスの場合、事業者が自らアセスをやるということが大原則なので、事業者が対応できないことを知事意見として指示はできないと思うんですね。ですからそこをちゃんと文章としては表現しないと、これを読んで、事業者、どうしたらいいんだろうということになると。

(委員)

わかりました。でしたら、今までの静岡県のワシタカ類保護対策検討委員会での検証が必要だということを書いていただければ。下の方に専門の委員会を開いてくださいという事は書いてはあるんですけど。その検討委員会でまだ具体的に例えば繁殖ペアが出たところの検討とか、今年度の調査に対する検討とかというのは全然できてないので、事業者が開いていただかないと検討ができないということなので。

(委員)

ちょっと待ってください。事業者が、静岡県のワシタカ検討委員会を開催で

きないですよ。

(委員)

でも、あれって自主的なものですよ。

(委員)

静岡県ワシタカ検討委員会って、自主的なものなんですか。

(委員)

事業者が開いてくださるといふか依頼して開いてくださる。

(事務局)

そうですね。事業者が求めて開催してもらいます。

(委員)

であれば、どうしたらいいのかな。県自然保護課に相談のうえとかってできる、のこれで、この文章で分かるんですか。静岡県ワシタカ検討委員会による適切な検証が必要であるって書けば、事業者は、あ、私たちが静岡県ワシタカ検討委員会の開催を、県自然保護課に依頼して開催をしないといけないということを理解するんですかね、事業者は。

(委員)

すみません、どなたか教えてください。

(委員)

静岡県ワシタカ検討委員会。

(委員)

その下に助言を受けることと。

(委員)

そういうふうに考えています。静岡県ワシタカ検討委員会、などとか、静岡県ワシタカ検討委員会など専門家の助言を得ることとか、そういうことの方が指示としては、事業者は、知事意見として、専門家の意見を聴きなさいという指示がありましたので、県自然保護課に相談しますということで、県の自然保護課に言って、じゃあ、専門家と言ったら、県のワシタカ委員会があるので、そこを開催してもらって、意見を聴きましょうという話になるのが一番いいか

と思うので、など専門家から、個別適切な助言を受けることとか。

(委員)

そうしましたら、(ア)の一番、最後に書いてある、ワシタカ類保護検討委員会のことは消していただいた方がいいかなと思います。保全に活かすことはいいんじゃないかな。そこは消していただければ。

(委員)

結局これはあれですか、鳥類、猛禽類の再調査を実施して再予測評価を行なさいという指示ですか。それとも足りないので、追加調査を実施して、より精度の高い予測評価をもう少しちゃんとやった上で、評価書に盛り込んでくださいねと、そういう意味ですか。

(委員)

はい、後ろの方で、評価書に盛り込むだけじゃなくて、やっぱり、この基数の配置の再検討というところをやっていただきたいというのが。

(委員)

再検討というのは準備書に盛られたことは全く不十分なので、もう一回調最初から、調査もやり直して再検討しなさいという指示ですか。それとも、追加の調査をしてより精度の高い予測評価をやってくださいねと、その上で適切な保全措置を講じてくださいねという指示ですか。そこをはっきりした方が僕はいんじゃないかなと思うんですけど。

(委員)

はい。

(委員)

これまでやってきた調査が不十分でしょう、というのを、指摘したんですけども、全部、ひっくり返して、再度やりなさいということではなくて、常時、動向を監視というか、調査して把握しなさいというふうに私は言いたかったところなので。

(委員)

だから、継続的に、追加調査を実施し、調査のデータの精度を高めようとして、精度の高い、より精度の高い予測評価をしっかりとやった上で、それに基づいた適切な保全措置を講じてくださいという、多分、文言の方が、いいのかな

あとというふうには思いました。

(委員)

はい。

(委員)

お願いします。

(会長)

それ以外のところの今、修正点どこかにあるんでしたっけ。

(委員)

渡りのところもちょっと書きました。

(委員)

渡りのところ。はい、修正意見のとこだけ見せてください。ここですね。サシバやハチクマの渡りのルートなどの予測及び評価については、個体数調査が不十分であるため、追加調査を可能な限り風力発電機の設置予定位置で実施し、改めて予測及び評価を行った結果を、評価書に記載すること。小鳥類の渡りについても、風力発電機設置位置等の調査場所や、夜間調査を含む調査時期、気象条件を見直した追加調査を実施し、年間予測衝突数の算定を含めて予測及び評価を改めて行った結果を、評価書に記載するか。

(委員)

でも、あれですね、先生がおっしゃったように、評価書に記載するだけでは保全措置に結び付かないですね。

(委員)

もちろんそうなんですけど、僕が一番言いたいことは、あんまりここで再調査とか再評価という話を前面に押し出してしまうと、方法書に対する我々の意見は何だったのかと。つまり方法書の段階で、もっと、ちゃんとした指示をしていれば、もっとちゃんとしたデータが取れたんじゃないかという考えもありますよね。ですから、あまり、もう一回、元に戻るような指示…というよりは、調査が十分ではないので、追加して、精度の高い、予測評価できるような精度の高いデータをとってくださいね、という方が、よろしいんじゃないかなというのが僕の考えなんですけど。

ほかの先生方、もし御意見があったら。そうしないと、今、これを読むだけ

でも、多分、事業者はびっくりしますよね。もう一回、調査場所、夜間調査を含む調査時期を見直して、調査を実施して、もう一回、年間予測衝突回数の算定を含めて予測評価を行って、となると、もういつになるかわからない無限のスケールですよ、これ。それであれば、必要なデータをしっかり取ってもらえるような指示を、はっきりした方が、より精度が上がるんじゃないかなとは思いますが、これも今の評価は、調査場所も不十分だし、夜間調査の回数も不十分だと、そういうことですね、場所も調査も。

(委員)

夜間調査はやってないので、事業者が言う早朝、夜間というか夕暮れを夜間調査という位置付けにしているんですけど。

(委員)

ということは、方法書の段階で、夜間調査も実施しなさいという指示を与えていたにもかかわらず夜間調査はされていなかったという解釈でいいですか。

(委員)

そうです。

(委員)

なるほど。

(委員)

はい、わかりました。ほかに修正のところありましたっけ。その他、事業実施区域近傍で、ブッポウソウやヤイロチョウが確認されていることから、工事中や事後調査等で事業実施区域で確認された場合は、適切な環境保全措置を講じること。これは、ブッポウソウやヤイロチョウというのは、確認された場合には、保全措置をとらなければいけないような希少種だからそういう位置付けですね。

(委員)

そうです。はい。

(委員)

事後調査等で。はい、わかりました。大体、そんなところでよろしかったですかね。いったん、これにさせていただいて、ほかにまだ確認いただいてないところが最後の廃棄物と文化財ですね。

廃棄物については、事業の実施に伴う土地の改変及び森林の伐採を可能な限り抑制し、発生土や発生木材等を削減すること。発生土を事業実施区域で処分するにあたっては、砂防指定地等の制限行為を伴う区域を改めて確認したうえで、具体的な計画を再検討し、配置の見直しや土砂流出対策等を含む適切な措置を講じること。伐採された支障木等については、資源として有効利用を図り、環境負荷を低減すること。事業終了後の廃棄物の発生量を最大限抑制したうえで、廃棄物の減量化及び再資源化が図られるよう十分配慮すること。

いかがですか。文言、よろしいですか。廃棄物に関して。

(委員)

いろいろな箇所、いろいろ影響を回避又は低減という文言があるんですけど、この部分だけ、負荷を低減になっているんです。

(委員)

なるほど。

(委員)

なので、私としては、低減ではなくて、回避、低減でもいいんですけども、すべての文章において回避という。

(委員)

回避を入れた方がいいと。

(委員)

はい、そういうふうに考えているのですね。いかがでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。回避は可能ということが前提でよろしいですか

(委員)

回避すべき、いや本音を言うと、ほかの箇所もすべて回避又は低減というふうになっているのですね。この廃棄物のところではなくて。でもこの事業の自然環境とかに及ぼす影響がかなり多いので、少し強めとは思いますが、私は低減という言葉はやめて、すべて回避の方が強制力があってはいけないかもしれないんですけど、回避に変えたいような気持なんですね。少し強いですかね。表現として。

(委員)

いや、強さは全然構わないんですけども、回避と低減って、多少違いますよね。

(委員)

そうですね。

(委員)

低減というその影響、負荷を、量は大きい小さいがあるにしても、低減しなさい。回避というと、ほぼ 100 パーセント、避けなさいということですよね。

(委員)

私の気持的にはそうです。

(委員)

回避というと、環境負荷は 100 パーセント、もう認めないという指示に見えるので。

(委員)

そうです。そのくらいの強めの表現のほうが私はいいと思うので皆さんの意見はどうかわからないですけど、あまりにもこの場所がいろいろな、なんて言うんですかね、いろいろなことに利用されているんですね。低減というと 100 のうち 20 減っても低減です。そういう文言では、私はよくないと思んですよ。

(委員)

不十分だと。この場合は。

(委員)

ええ、なので、だから、回避だともっと下がると言うんですよね。要するに、強制じゃなく強め、いかがでしょうね、これは。

(委員)

作戦としては理解できますが、例えばこれがそのまま県知事の意見になったとき、県知事が、「事業者が回避できないような意見を出すのか。」と。

(委員)

そういう懸念があるわけですね。

(委員)

そういうことを考えた時、もう 100 パーセント、逃げ道がない表現というのが適切かどうかは、皆さんの御意見をいただかないと。

(委員)

私も懸念は、低減は、100 よりも少し減れば低減なんですよ。低減したよと言える。

(委員)

勿論そうです。

(委員)

それがとても懸念されるんです。なので、低減ではなくても回避でなくともいいんですけどもう少し強めの文言に変えたいなという気持ちがあるんですね。ただその文言がどういうのかというと思いつかばないんですね。できる限り回避とかね、そういうふうな方がいいのかなという感じがするのですが。

(委員)

可能な限り回避または低減じゃあだめですか。

(委員)

構わないと思います

(委員)

ミチゲーションの方には最小化という言い方が。回避の次は最小化。

(委員)

そうなんです。ミチゲーションは最小化。

(委員)

最小化ですね。

(委員)

なので、この場ではすぐ出てこなくて申し訳ないのですが、可能な限り、ゼ

口に近づくような文言に変えたい、そういうのが希望です。

(委員)

その最小化をとるといえるのはどうですか。資源として有効利用を図り、環境負荷の最小化に努めることとか、

(委員)

いいと思います

(委員)

最小化に努めること、その方がなんか良いような気がしました。
皆さん、いかがですか。そういう表現で。はい、廃棄物よろしいですか。

(委員)

最後に文化財は特に議論はしておりませんが、これは環境影響評価法にはないけど静岡県の条例にはあるので、敢えてここに入れるという考えなのかな。これは。環境影響評価法の方は、アセスには文化財は本来は含まれてないですよ。

(事務局)

はい、含まれてはおりません。

(委員)

今回、方法書に。

(事務局)

そうですね、方法書の知事意見も参考にしながら、また島田市の方からも、同様に廃棄物の御意見があったので、盛り込ませていただきました。

(委員)

文化財については、方法書でも、文化財については、事業者から出てましたか。

(事務局)

事業者側から出ているというのは。

(委員)

事業者から方法書の段階で、環境配慮書の段階で、文化財についての項目の記述はあったんですか。環境影響評価法、法アセスでは本来、文化財はないけど、静岡県条例には文化財があるんですよね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

なので、静岡県知事の意見として、文化財まで含めたということで今回、入ると。

(事務局)

そうですね、配慮書の選定事項の中でも。

(委員)

文化財は入っていますか。

(事務局)

事業者は法アセスの選定項目にのっとしてやっているんで、配慮書にも、方法書にも文化財は選定事項にありません。

(委員)

法アセスに入っていないなくても、事業者が自らやるというんだったら、それはやってもらう、ということで構わないと思うんですが。

(事務局)

方法書の段階でも、選定項目としては、ないです。

(委員)

解釈としては、法アセスにはなくて、配慮書にも書かれていないけれども、静岡県知事が方法書に対する意見として、文化財について記述されているので、法アセスにはないけれども、静岡県独自の、県知事としての意見として、条例にはあるので、県知事としては、意見書として、文化財の項目を入れたと。

(事務局)

そうですね。

(委員)

だから、今回もここに入れるという解釈。

(事務局)

そうですね。

(委員)

と、いうことで、いいということですね。

(事務局)

はい。

IV 審議終了・閉会あいさつ

(会長)

はい、ありがとうございます。とりあえず、すべて通しで、確認をいただいたんですが、これで、ずっと方法書から、我々と質疑応答、審議してきた中で、市町、関係知町、県の各担当課、関係市町、住民意見、そういったものがこの答申案に盛り込まれているかどうか、今見た限りではだいたい盛り込まれたかなという感じで、盛り込まれていない項目はほぼないのかなと思いますし、いろんな…昨年からの台風とかの懸念とか、そういったことも、一応、文言としては、含まれたかなというふうには思うんですが、何か追加の御意見、ございますか。

特にないようでしたら、審議はここまでにさせていただきますが、まだ文言として、重複している文言とか、てにをはのダブっているところとかがまだあるので、大変申し訳ないんですけども、そのあたりについては、会長であるわたくしに最終の仕上げの部分については、御一任をしていただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。私の方で最後は責任をもって仕上げさせていただきますので、今日の審議はここまでというふうにはさせていただきたいと思えます。

長時間にわたりましてどうもありがとうございました。それでは事務局の方へお返ししたいと思います。

(事務局)

御審議ありがとうございました。答申における表現等につきましては、事務局が会長と調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、今回が本年度、最後の審査会となりますことから、ここでもらし・環境部参事から一言、お礼を申し上げます。

(伊藤参事)

からし・環境部の伊藤です。本日は長時間にわたり、ウインドパーク遠州東部風力発電事業につきまして活発な御審議、御意見をいただきましてありがとうございます。

本年度の審査会は本日で最後となります。本年度は4月にですね、伊豆縦貫自動車道の準備書の手続から始まり、浜松市沖洋上風力発電事業の配慮書、そして今回のウインドパーク遠州東部風力発電所の準備書の3案件につきまして、合計8回にわたる御審議をいただきました。いずれの事業につきましても、審査会において、委員長をはじめ委員の皆様にご専門分野の見地から御意見、御審議をいただき、県民の良好な生活環境の確保と本県の豊かな自然環境を保全するという条例の考え方にに基づき、環境影響評価制度を適正な運用を図ることができました。各委員にはおかれましては、お忙しい中、御多忙にもかかわらず、本審査会の運営に御協力いただきまして誠にありがとうございました。来年度におきましても、環境影響評価手続が行われる事業が想定されております。引き続き、本県の環境行政に御協力のほどよろしくお願い申し上げます。最後に、本日は長時間にわたり御審議いただきまして、本当にありがとうございました。

(事務局)

それでは以上もちまして、令和4年度第8回静岡県環境影響評価審査会を閉会いたします。ありがとうございました。